

○岐南町コミュニティバスの運行に関する要綱（案）

令和 4 年 8 月 22 日

告示第108号

（目的）

第 1 条 この要綱は、町が運営するコミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）の運行について必要な事項を定めることにより、地域における移動手段を確保し、もって住民福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 コミュニティバスとは、運送事業者が道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第 4 条の規定による国土交通大臣の許可を受けて行う一般乗合旅客自動車運送として運行するバスをいう。

（運行計画）

第 3 条 コミュニティバスの運行区間、運行日、運行回数、運行時刻その他の運行内容（以下「運行計画」という。）については、町長が別に定める。

（運賃）

第 4 条 コミュニティバスの運賃は、1 人 1 乗車につき100円とする。

（運賃の免除）

第 5 条 前条の運賃は、次の各号に掲げる者について、免除することができる。

- （1） 中学校就学前の児童
- （2） 75歳以上の者
- （3） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 4 項に定める身体障害者手帳を所持する者及びその付添いのために乗車する者
- （4） 療育手帳制度要綱（昭和48年 9 月 27 日厚生省発児第156号）に定める療育手帳を所持する者及びその付添いのために乗車する者
- （5） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第 2 項に定める精神障害者保健福祉手帳を所持する者及びその付添いのために乗車する者
- （6） 自動車運転免許証を自主返納し運転経歴証明書等を所持する者

（運行業務）

第 6 条 運行業務は、岐南町地域公共交通計画及び運行計画に基づき、法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「事業者」という。）が行うものとする。

2 町長は、事業者に対し、コミュニティバスの運行業務に要する経費を予算の範囲内において交付するものとする。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、コミュニティバスの運行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。